

優良住宅部品認定基準等の改正

次に示す認定基準、標準的評価方法基準又は評価基準について、それぞれ、次に示すとおり改正する。

別紙のAに示す品目に係る認定基準及び標準的評価方法基準

1．認定基準

(1)「2.2.1 適切な品質保証の実施」の内、b)の箇条書き中の「機能」を「機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む)」に改める。

(2)「2.3 適切な施工の担保」において、品目毎に別紙表の「追加箇所」に定める箇所に下記を追加する。

「2.3. 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。」

(3)「3.2 使用に関する情報提供」において、b)の次に下記を追加する。

「c)上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。」

(4)「3.4 施工に関する情報提供」において、「c) 関連工事の留意事項」の次に下記を追加する。

「d)品質保証に関する事項

1)施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2)保険の付保に関する事項

当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。」

2．標準的評価方法基準

(1)「2.2.1 適切な品質保証の実施」の内、b)の箇条書き中の「機能」を「機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む)」に改める。

(2)「2.3 適切な施工の担保」において、品目毎に別紙表の「追加箇所」に定める箇所に下記を追加する。

「2.3. 施工方法・納まり等の明確化

- a) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- b) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。」

(3) 「3.2 使用に関する情報提供」において、b)の次に下記を追加する。

「c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。」

(4) 「3.4 施工に関する情報提供」において、「c) 関連工事の留意事項」の次に下記を追加する。

d) 品質保証に関する事項

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間」

2) 保険の付保に関する事項

当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。」

別紙のBに示す品目に係る認定基準

(1) 「9. 適切な施工の担保」において、品目毎に別紙表の「追加箇所」に定める箇所に下記を追加する。

「() その他

- 1) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- 2) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。」

(2) 「12. 品質保証および確実な維持管理サービスの提供」において

1) (1)の文中に記載のある「瑕疵」を「瑕疵(施工の瑕疵を含む。)」に改める。

2) 「(2) 部品の修理等がメーカーにより適切かつ円滑に行えるよう、無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項(中略)を記載した保証書又はこれに相当するものがユーザーに確実に渡されること。」

を

「(2)無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項(中略)を記載した施工説明書等が施工者に、保証書又はこれに相当するものがユーザーに、それぞれ確実に渡されること。」

に改める。

3)(3)(4)を、(4)(5)とし、(2)の次に下記を(3)として追加する。

「(3)上記(2)の施工説明書等には次の1)及び2)が、保証書等には1)が明記されていること。

- 1)当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨
- 2)施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができる旨」

別紙のCに示す品目(防水パン継続利用型改修用パネルキットを除く)に係る評価基準

(1)「7.適切な施工の担保」において、品目毎に別紙表の「追加箇所」に定める箇所に下記を追加する。

「()その他

- 1)当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- 2)標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。」

(2)「10.品質保証および確実な維持管理サービスの提供」において

1)(1)の文中に記載のある「瑕疵」を「瑕疵(施工の瑕疵を含む。)」に改める。

2)「(2)部品の修理等がメーカーにより適切かつ円滑に行えるよう、無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項(中略)を記載した保証書又はこれに相当するものがユーザーに確実に渡されること。」

を

「(2)無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項(中略)を記載した施工説明書等が施工者に、保証書又はこれに相当するものがユーザーにそれぞれ確実に渡されること。」

に改める。

3)(3)(4)を、(4)(5)とし、(2)の次に下記を(3)として追加する。

「(3)上記(2)の施工説明書等には次の1)及び2)が、保証書等には1)が明記されていること。

- 1)当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨
- 2)施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、

上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができる旨」

防水パン継続利用型改修用パネルキットに係る評価基準

(1) 「2.2.1 適切な品質保証の実施」の内、b)の箇条書き中の「機能」を「機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む)」に改める。

(2) 「2.3 適切な施工の担保」において、「2.3.1 適切なインターフェイスの設定」の次に下記を追加する。

「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

a) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

b) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。」

(3) 「3.2 使用に関する情報提供」において、b)の次に下記を追加する。

「c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。」

(4) 「3.4 施工に関する情報提供」において、「d) 改修工事施工仕様書等」の次に下記を追加する。

「e) 品質保証に関する事項

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2) 保険の付保に関する事項

当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。」

公表日及び施行日

公表日 平成 17 年 9 月 9 日

施行日 平成 17 年 12 月 1 日

< 別紙 >

優良住宅部品改正品目

A 認定基準、標準的評価方法基準が分かれている品目

	一般又は自由提案	付加認定基準の有無	品 目	追加箇所
1	一般	BL-bs	玄関ドア(スチール製玄関開き戸)	2.3.2 として追加
2	一般	BL-bs	玄関ドア用錠前(引き戸用及び取替用を除いた錠前)	2.3.2 として追加
3	一般	BL-bs	ガス給湯機(潜熱回収型)	2.3.2 として追加
4	一般	BL-bs	電気給湯機(ヒートポンプ式)	2.3.2 として追加
5	一般	BL-bs	暖・冷房システム(ガス熱源機(潜熱回収型))	2.3.2 として追加
6	一般	BL-bs	家庭用ガスコージェネレーションシステム	2.3.2 として追加
7	一般	BL-bs	便器(超節水型)	2.3.3 として追加

B 認定基準のみの品目

	一般又は自由提案	付加認定基準の有無	品 目	追加箇所
1	一般		玄関ドア用錠前	9.(3)として追加
2	一般		面格子	9.(4)として追加
3	一般		墜落防止手すり	9.(4)として追加
4	一般		歩行・動作補助手すり	9.(4)として追加
5	一般		浴槽	9.(4)として追加
6	一般		浴室ユニット	9.(6)として追加
7	一般		配管システム	9.(4)として追加
8	一般		郵便受箱	9.(4)として追加
9	一般		換気ユニット	9.(4)として追加
10	一般		玄関ドア	9.(4)として追加
11	一般		サッシ(木造住宅用サッシ)	9.(4)として追加
12	一般		調理用加熱機器	9.(4)として追加
13	一般		密閉式ふるがま	9.(4)として追加
14	一般		融雪システム	9.(4)として追加
15	一般		洗濯機用防水パン	9.(4)として追加
16	一般		便器	9.(4)として追加
17	一般		給水ポンプシステム	9.(4)として追加
18	一般		エレベーター(マシナールームレス型エレベーター)	9.(5)として追加
19	一般		エレベーター(階段室型共同住宅用エレベーター(単体))	9.(5)として追加
20	一般		エレベーター(階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体型))	9.(5)として追加
21	一般		物置ユニット	9.(4)として追加
22	一般		玄関プレート・新聞受	9.(4)として追加
23	一般		給水タンク	9.(4)として追加
24	一般		床下換気用土台スペーサー	9.(3)として追加
25	一般		ドア・クローザ	9.(4)として追加
26	一般		サッシ(天窓)	9.(4)として追加
27	一般		天井ユニット	9.(4)として追加
28	一般		キッチンシステム	9.(4)として追加
29	一般		洗面化粧ユニット	9.(4)として追加
30	一般		ガレージ	9.(4)として追加
31	一般		自転車置場	9.(4)として追加
32	一般		浴室ドア	9.(4)として追加
33	一般		住戸内階段・はしご段	9.(4)として追加

34	一般		自動消火装置	9.(4)として追加
35	一般		宅配ボックス	9.(4)として追加
36	一般		内装床ユニット	9.(4)として追加
37	一般		床下点検口(気密・断熱型)	9.(4)として追加
38	一般		暖・冷房システム	9.(4)として追加
39	一般		洗濯機用防水パン	9.(4)として追加
40	一般		住宅情報システム	9.(4)として追加
41	一般		食器洗い機	9.(4)として追加
42	一般		ホームエレベーター	9.(4)として追加
43	一般		パイプシャフト用ドア	9.(4)として追加
44	一般		内装ドア	9.(4)として追加
45	一般		温水洗浄便座	9.(4)として追加
46	一般		湯水混合栓	9.(4)として追加
47	一般		太陽熱利用給湯システム	9.(4)として追加
48	一般		エレベーター(高層住宅用エレベーター)	9.(5)として追加
49	一般		サッシ(ステンレスサッシ)	9.(4)として追加
50	一般		サッシ(出窓)	9.(4)として追加
51	一般		内装壁ユニット	9.(4)として追加
52	一般		内装枠回りユニット	9.(4)として追加
53	一般		内装収納ユニット	9.(4)として追加
54	一般		気泡発生装置付浴槽	9.(4)として追加
55	一般		洗面器・手洗器	9.(4)として追加
56	一般		ガス警報機器	9.(4)として追加
57	一般		スプリンクラー設備	9.(4)として追加
58	一般		タワー型駐車装置	9.(5)として追加
59	一般		複段型駐車装置	9.(4)として追加
60	一般		共同住宅用自走式自動車車庫	9.(4)として追加
61	一般		サッシ(RC造住宅用サッシ)	9.(4)として追加
62	一般		ガス給湯器	9.(4)として追加
63	一般		電気給湯機	9.(4)として追加
64	一般		石油給湯機	9.(4)として追加
65	一般		テレビ共同受信機器	9.(9)として追加
66	一般		ディスポーザ排水処理システム	9.(5)として追加

C 評価基準のみの品目

	一般又は自由提案	付加認定基準の有無	品 目	追加箇所
1	自由	BL-bs	防水パン継続利用型改修用パネルキット	2.3.2、3.4.d)として追加
2	自由		排水再利用・雨水利用システム	7.(4)として追加
3	自由		樹脂製住宅用床束	7.(3)として追加
4	自由		洗濯排水スリーブ	7.(3)として追加